

立教大学試験実施全学共通規程

施行	1997年4月1日
改正	2006年4月1日
	2007年4月1日
	2009年4月1日
	2011年4月1日
	2013年4月1日
	2014年4月1日
	2015年4月1日
	2016年4月1日
	2018年4月1日
	2022年4月1日
	2024年4月1日

第1章 目的

(目的・適用範囲)

第1条 立教大学(以下「大学」という。)における定期試験(筆記試験)の実施に当たっては、この規程によって実施することを原則とする。この規程に定めのない事項については、当該試験科目を設置展開している学部等の試験規程による。

第2章 試験の実施

(定期試験)

第2条 定期試験は、講義終了後行う。ただし、学部等の定める時期にこれを行うことを妨げない。

(受験資格の喪失)

第3条 次の各号に該当する学生は、受験資格を失う。

- (1) 学生証の不携帯者(ただし、「臨時学生証」所持者を除く。)
- (2) 休学中の者
- (3) 停学中の者

(出校停止による受験不可)

第3条の2 インフルエンザ、麻しん等学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める学校感染症(学校において予防すべき感染症)(以下「学校感染症」という。)に罹患中の者は試験を受験することができない。

(学部等の実施規程)

第4条 そのほかの実施に当たっての細則は、本規程に反しない範囲で、学部等がこれを定める。

第3章 再試験・追試験・試験時間重複特別試験

(再試験)

第5条 再試験は、これを行わない。

(追試験)

第6条 次条に定める追試験の受験資格に該当し、かつ、各学部等が許可した場合には追試験を実施する。

(追試験の受験資格)

第7条 追試験を受験できる者は、定期試験を次の事由で受験できなかった者に限る。

- (1) 入院又はそれに準ずる登校不能(風邪、下痢等の一時的な疾病は含まない。)
- (2) 第3条の2による学校感染症罹患による登校不能

- (3) 忌引（保証人，配偶者及び3親等以内の血族又は姻族に限る。法事は含まない。）
- (4) 交通機関の30分以上の遅延
- (5) 重大な災害による登校不能
- (6) 学校・社会教育講座の各種実習，体験等
- (7) 就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー，複数企業の合同説明会，OB・OG訪問等は含まない。）
- (8) 他大学大学院の入学試験
- (9) 日本代表としてのスポーツ公式競技への参加
- (10) 裁判員選任手続期日又は裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭
- (11) その他前各号に準ずる事由

2 前項に加えて，必修科目，先修科目及び各学部において特別に必要と認める選択科目については，定期試験を次の事由で受験できなかった者を含める。

病気・怪我による登校不能

（追試験受験手続）

第8条 追試験を受験する者は，試験実施日の翌日から1週間以内（翌週の同じ曜日を含む。なお，締切日が窓口業務を行わない日の場合は次に窓口業務を行う日までとし，以下この章における日付の満了日について同じ。）に追試験受験申請書を提出し，かつ，欠席理由を証明しなければならない。

2 前条第1項第1号から第10号までに関しては，それぞれ次の書類を提出すること。

- (1) 入院先機関の発行する入院証明書，医師の診断書
- (2) 医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」又は医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書」
- (3) 本人と保証人の署名押印のある書類（様式は自由。本人との続柄を明記）及びその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書，会葬礼状等）
- (4) 交通機関発行の遅延証明書
- (5) 官公庁発行の被災証明書
- (6) 教育実習（介護等体験）期間証明書
- (7) 本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所，日時を明記。社印が押印されていること。）
- (8) 受験票のコピー
- (9) 派遣元団体から大学に宛てた公文書
- (10) 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合は出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」，裁判員に選任された場合は出頭した裁判所の発行する裁判員職務従事期間についての「証明書」

3 前条第2項に関しては，次の書類を提出すること。

医師の診断書

（試験時間重複特別試験）

第9条 次条に定める試験時間重複特別試験の受験資格に該当し，かつ，各学部等が許可した場合は，試験時間重複特別試験を実施する。

（試験時間重複特別試験の受験資格）

第10条 試験時間重複特別試験を受験できる者は，受験すべき定期試験（5大学間単位互換制度による科目等の他大学履修科目や，他大学等との共同実施科目を含む。以下この章において同じ。）を次の事由で受験できなかった者に限る。

- (1) 受験すべき定期試験の実施時間が重複したとき。
- (2) 受験すべき定期試験が同日中に異なる校地で複数科目実施される場合であって，その場合の校地移動時間に不足が認められたとき。

2 前項第1号において，学生の所属学部の科目と他学部の科目の試験が重複する場合，大学は当該学生に対し，後者の科目を定期試験期間内に受験させ，前者の科目を試験時間重複特別試験で受験させ

るものとする。ただし、特段の事情があると大学が認める場合は、この限りでないものとし、その場合は当該学生に対して別途指示を行う。

3 前項の規定は、大学の科目と他大学履修科目、又は大学と他大学との共同実施科目が重複する場合、他学部を他大学、学生の所属学部を大学と読み替える。

4 第1項2号において、校地移動時間に不足が生じた場合は、実施される時限が先の試験を定期試験期間内に受験し、実施される時限が後の試験を試験時間重複特別試験で受験させるものとする。
(試験時間重複特別試験受験手続)

第11条 試験時間重複特別試験の受験を希望する者の申請手続は、当該学期の定期試験実施期間の最初の日から1週間前までに、試験時間重複特別試験申請書を提出することによる。ただし、申請締切日以降に、試験時間が変更されたことにより前条の事由が発生した場合の申請期間は、当該試験実施日の翌日から2日以内とする。

第4章 不正行為

(受験資格の喪失)

第12条 定期試験の受験中に学生が不正行為を行った場合、当該学期の全学共通科目英語単位認定試験、全学共通カリキュラム英語単位認定試験及び当該定期試験期間の筆記試験全科目の受験資格を喪失させ、その成績は全て不合格とする。

(有効科目)

第13条 前条の場合において、レポート科目、平常点科目、口頭試問科目等、定期試験(筆記試験)以外の方法のみによって成績評価を実施する科目については、これを有効とする。ただし、処分決定後は、不正行為以後の全ての受験資格を喪失させる。

(処分の決定)

第14条 不正行為を行った者の処分は、当該学生の所属学部教授会が決定する。

(不正行為者の退場)

第15条 受験中不正行為を発見した場合には、監督者は、その受験者を直ちに退場させることができる。

(処分の種類)

第16条 処分は、訓告、停学、退学の3種類とする。

第5章 その他

(改廃)

第17条 この規程は、全学教務委員会の議を経て部長会が改廃する。

附 則

1 本規程は、1997年4月1日から施行する。

2 この規程の施行規則は、別に定める

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。